資　料　編

Ⅰ　要　綱

国指定史跡真福寺貝塚保存活用計画研究会設置要綱

（設置）

第１条　国指定史跡真福寺貝塚の保存活用計画の策定にあたり、史跡等に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、国指定史跡真福寺貝塚保存活用計画研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　研究会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）国指定史跡真福寺貝塚の保存活用計画に関すること。

（２）前号に掲げるもののほか、真福寺貝塚の保存活用に必要と認めること。

（組織）

第３条　研究会は、委員１５人以内をもって組織し、史跡等に関し学識経験を有する者のうちから教育長が委嘱する。

（設置期間）

第４条　研究会の設置期間は、平成２８年３月３１日までとする。

（会長及び副会長）

第５条　研究会に、会長及び副会長を置く。

２　会長は、委員の中から互選により選出する。

３　会長は、研究会の会務を総理し、研究会を代表する。

４　副会長は、委員の中から会長が指名する。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　研究会の会議は、会長が招集する。

２　会議の議長は、会長がその任にあたる。

３　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席による説明若しくは意見又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第７条　研究会の庶務は、教育委員会生涯学習部文化財保護課において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成２７年６月９日から施行する。

Ⅱ　真福寺貝塚の主な調査

調査年 （西暦）	調査機関等	調査位置	概要	備考
大正 15 年 （1926）	大山史前学研究所	泥炭層遺跡	安行３ｃ式、漆器等出土	文献３・14・114・129・133
		貝塚（居住域）	安行２式出土。貝層では 15 ㎝四方のコラムサンプル採取。	
昭和２年 （1927）	大山史前学研究所	貝塚（居住域）	詳細不明	文献 14
昭和９年 （1934）	東京人類学会／山内清男	貝塚（居住域）	山内清男が安行式３区分する資料となった	文献 39・62・65
昭和 15 年 （1940）	東京帝国大学理学部人類学教室	泥炭層遺跡	漆塗製品、植物遺存体等出土	文献 31・36・48・56・89・91・95・102・103
		「包含地」（居住域）	重複する大形住居跡 壁沿いに並ぶ石剣など	
		貝塚（居住域）	貝層を伴う加曾利Ｂ式期の住居跡とローム土の貼床を伴う安行式期の住居跡が重複。前者では壁３面に沿った床面で炭化した編組製品が出土	
昭和 24 年 （1949）	日本考古学協会縄文式文化編年特別委員会	泥炭層遺跡	下層に加曾利 B 式、上層に安行式	文献 27・93・125
		「包含地」（居住域）	詳細不明	
昭和 27 年 （1952）	國學院大學	貝塚（居住域）	貝層の調査（加曾利 B 式～高井東式） 土器は勝坂式・加曾利 E 式から安行３ｂ式・大洞系まで出土。	文献 36・49
昭和 40 年 （1965）	慶應義塾大學	泥炭層遺跡	安行３ｃ式主体 下層に安行	文献 36・100
昭和 58 年 （1983）	岩槻市遺跡調査会	Ａ地点 高まり外側	中近世の溝等検出 縄文土器は摩耗する	文献 45
平成元年 （1989）	岩槻市教育委員会	Ｂ地点 窪地内	中世以降の溝 縄文土器は細片	文献 46
平成元年 （1989）	岩槻市教育委員会	Ｃ地点 高まり範囲内	包含層は消滅し、表土直下に堀之内式～安行式期の遺構群が密集	文献 52
平成５年 （1993）	岩槻市教育委員会	Ｄ地点 高まり東裾～外側	安行１式の住居跡 東方は中近世の溝のみ	文献 45
平成５年 （1993）	岩槻市教育委員会	Ｅ地点 谷対岸部	谷の西斜面を検出	文献 42
平成５～６年 （1993～94）	岩槻市教育委員会	台地上	地下レーダー探査	文献 44
平成７年 （1995）	岩槻市教育委員会	泥炭層遺跡	ボーリング調査	文献 44
平成 13～14 年 （2001～02）	岩槻市教育委員会	Ｆ地点 高まり東裾部	堀之内式～安行３ｃ式	文献 53
平成 16 年 （2004）	岩槻市教育委員会	Ｈ地点 泥炭層遺跡	泥炭層遺跡内の平坦面 泥炭層際で安行３ｄ式期の遺構群、焼獣骨多い	文献 50
平成 20 年 （2008）	さいたま市教育委員会	Ｉ地点 高まり範囲内	堀之内式～安行３ｂ式 住居跡柱穴に貝層 製塩土器出土	文献 51
平成 21 年 （2009）	さいたま市教育委員会	Ｊ地点 高まり範囲内	堀之内式～安行２式主体の住居跡群・貝層	文献 54
平成 23～26 年 （2011～14）	さいたま市教育委員会	第１期確認調査	史跡近接地８地点	文献 55
平成 23 年 （2011）	さいたま市教育委員会	地下レーダー探査	史跡指定地内及び周辺地	文献 55 第１期確認調査の一環

Ⅲ　主要な関係文献

【調査報告等】　　※資料紹介・参加記・彙報を含む

№.	編著者	刊行年	タイトル	掲載誌・シリーズ等	発行
1	甲野　勇	1927	「真福寺貝塚の発掘に就て」	『人類学雑誌』第 42 巻第３号	東京人類学会
2	上羽貞幸	1928	「学会慶事」	『考古学雑誌』第 18 巻第６号	日本考古学会
3	甲野　勇	1928	『埼玉県柏崎村真福寺貝塚調査報告』	『史前学小報』第２号	
4	甲野　勇	1929	「貝塚より出土する淡水産貝類」	『史前学雑誌』第１巻第２号	史前学会
5	甲野　勇	1929	「茨城県小文間村中妻貝塚調査報告」	『史前学雑誌』第１巻第１号	史前学会
6	宮坂光次	1929	「真福寺貝塚出土の土製品」	『史前学雑誌』第１巻第４号	史前学会
7	池上啓介	1930	「埼玉県柏崎村真福寺貝塚の最近出土の土版に就いて」	『史前学雑誌』第２巻第６号	史前学会
8	埼玉郷土会	1930	「石器時代土偶（口絵解説）」	『埼玉史談』第１巻第１号	埼玉郷土会
9	東京帝国大学	1930	『日本石器時代　遺物発見地名表　第五版　追補一』		岡書院
10	八幡一郎	1931	「石器時代の土製猿」	『人類学雑誌』第 46 巻第１号	東京人類学会
11	八幡一郎	1931	「真福寺出土の装飾品」	『人類学雑誌』第 46 巻第２号	東京人類学会
12	八幡一郎	1931	「武蔵真福寺の三土器」	『人類学雑誌』第 46 巻第４号	東京人類学会
13	池上啓介	1933	「鯨骨を出土せる石器時代遺跡」	『史前学雑誌』第５巻第３号	
14	大山柏・宮坂光次・池上啓介	1933	『東京湾に注ぐ主要渓谷の貝塚に於ける縄文式石器時代の編年学的研究予報 1』	『史前学雑誌』第３巻第６号代冊	史前学会
15	史前学会	1933	「昭和七年度史前学会事業報告（創立第四年）」	『史前学年報　昭和七年』	史前学会
16	堀田兼夫	1934	「東京人類学会主催　真福寺貝塚見学旅行参加之記」	『ドルメン』第３巻第 12 号	
17	八幡一郎	1934	「第３日　貝塚見学旅行及懇親会（10 月 14 日日曜日）」	『人類学雑誌』第 49 巻第 11 号	東京人類学会
18	池上啓介	1935	「真福寺貝塚の土偶二例」	『史前学雑誌』第７巻第２号	史前学会
19	池上啓介	1935	「故簡野啓氏採集日誌抜」	『史前学雑誌』第７巻第４号	史前学会
20	宮崎糺・稲生典太郎	1935	「真福寺貝塚発見の一土偶」	『史前学雑誌』第７巻第２号	史前学会
21	池上啓介	1936	「土版岩版発見地名」	『史前学雑誌』第８巻第５号	史前学会
22	大給　尹	1936	「鳥獣類発表追加」	『史前学雑誌』第８巻第５号	史前学会
23	後藤守一	1937	「〈口絵解説〉武蔵真福寺出土の石器時代土偶」	『考古学雑誌』第 27 巻第６号	考古学会
24	甲野　勇	1940	「埼玉県真福寺貝塚発見の耳栓」	『人類学雑誌』第 55 巻第 10 号	
25	東京人類学会	1940	「人類学教室の先史遺跡調査第二報」	『人類学雑誌』第 55 巻第８号	東京人類学会
26	甲野　勇	1941	「異形注口土器」	『古代文化』第 12 巻第６号	日本古代文化学会
27	甲野　勇	1955	「埼玉県南埼玉郡真福寺遺跡」	『日本考古学年報』第３号	日本考古学協会
28	江坂輝彌	1957	「先史時代Ⅱ　縄文文化」	『考古学ノート』第２	日本評論新社
29	大場磐雄	1957	「埼玉県埼玉郡真福寺貝塚」	『日本考古学年報』５	日本考古学協会
30	江坂輝彌	1959	「縄文文化の時代における植物栽培の起源の問題に対する一考察」	『考古学雑誌』第 44 巻第３号	日本考古学会
31	酒詰仲男	1962	「埼玉県真福寺貝塚第二地点第一号住居址について」	『人文学』第 59 号	同志社大学人文学会
32	慶應義塾高等学校歴史研究会	1968	「埼玉県岩槻市柏崎真福寺遺跡発掘報告」	『Archaeology 慶応義塾高等学校歴史研究会々報』30	慶応高校歴史研究会
33	大場磐雄	1975	「楽石雑筆」（上）	『大場磐雄著作集第６巻』	雄山閣出版
34	片岡　肇	1977	「【図版解説】埼玉県岩槻市真福寺出土の土偶」	『古代文化』第 21 巻第８号	財団法人古代学協会
35	埼玉県	1980	『新編埼玉県史　資料編１　原始　旧石器・縄文』		埼玉県
36	岩槻市史編さん室	1983	『岩槻市史　考古史料編』		
37	菅野道保	1987	「縄文時代特殊住居論批判－『大型住居』研究の展開のために－」	『東京大学文学部考古学研究室紀要』第６号	東京大学文学部考古学研究室
38	岩槻市教育委員会	1989	『史跡真福寺貝塚保存管理計画書』		岩槻市教育委員会
39	金子裕之	1989	『真福寺貝塚資料　山内清男考古資料１』	奈良国立文化財研究所史料第 30 冊	奈良国立文化財研究所
40	埼玉県立博物館	1990	『大針貝塚・浮谷貝塚：発掘調査報告』		埼玉県立博物館
41	大塚達朗	1994	「石剣」	『東アジアの形態世界　東京大学コレクション（Ⅰ）』	東京大学出版会
42	岩槻市教育委員会	1997	『平成８年度岩槻市内遺跡発掘調査報告書』		岩槻市教育委員会
43	金子裕之他	1997	『縄文草創期・縄文後晩期・瓦塼資料　山内清男考古資料８』	奈良国立文化財研究所史料第 46 冊	奈良国立文化財研究所
44	岩槻市教育委員会	2000	『史跡真福寺貝塚調査報告書　Ⅰ　－貝塚・集落跡の地下レーダー探査及び泥炭層遺跡のボーリング調査－』	岩槻市文化財調査報告書第 21 集	岩槻市教育委員会

No.	編著者	刊行年	タイトル	掲載誌・シリーズ等	発行
45	岩槻市教育委員会	2002	『史跡真福寺貝塚調査報告書　Ⅱ　－史跡隣接地Ａ・Ｄ地点の調査－』	岩槻市文化財調査報告書第23集	岩槻市教育委員会
46	岩槻市教育委員会	2003	『史跡真福寺貝塚調査報告書　Ⅲ　－史跡隣接地Ｂ地点の調査－』	岩槻市文化財調査報告書第24集	岩槻市教育委員会
47	阿部芳郎	2005	「大山史前学研究所跡地」	『第３次埋蔵文化財白書―遺跡の保護と開発のはざま－』	日本考古学協会
48	酒詰治男（編）	2009	『酒詰仲男　調査・日録　第２集』	東京大学総合研究博物館標本資料報告第77号	東京大学総合研究博物館
49	國學院大學伝統文化リサーチセンター・学術資料館	2011	「國學院大學学術資料館所蔵考古資料調査報告埼玉県さいたま市　真福寺貝塚出土資料」	『國學院大學考古学資料館紀要』第27輯	國學院大學考古学資料館
50	さいたま市教育委員会	2011	『真福寺貝塚（Ｈ地点）』	さいたま市埋蔵文化財調査報告書第６集	さいたま市教育委員会
51	さいたま市教育委員会	2012	『与野東遺跡（第４次調査）・真福寺貝塚（Ｉ地点）・根岸遺跡（第11次調査）・飯塚原地遺跡（第４地点）・関後耕地遺跡（確認調査）』	さいたま市内遺跡発掘調査報告書第11集	さいたま市教育委員会
52	さいたま市教育委員会	2012	『真福寺貝塚（Ｃ地点）』	さいたま市埋蔵文化財調査報告書第７集	さいたま市教育委員会
53	さいたま市教育委員会	2013	『真福寺貝塚（Ｆ地点）』	さいたま市埋蔵文化財調査報告書第８集	さいたま市教育委員会
54	さいたま市教育委員会	2015	『根切遺跡（第９次）・真福寺貝塚（Ｊ地点）』	さいたま市内遺跡発掘調査報告書第14集	さいたま市教育委員会
55	さいたま市教育委員会	2015	『第１期確認調査報告書』	国指定史跡真福寺貝塚総括報告書第１集	さいたま市教育委員会
56	さいたま市教育委員会	2016	『史跡見沼通船堀（西縁）確認調査・史跡真福寺貝塚総合調査概報(1)・翻刻　同志社大学歴史資料館所蔵　酒詰仲男氏「武蔵国柏崎村真福寺貝塚発掘報告」草稿』	さいたま市埋蔵文化財調査報告書第11集	さいたま市教育委員会

【論　著】

No.	編著者	刊行年	タイトル	掲載誌・シリーズ等	発行
57	杉山寿栄男	1927	「石器時代の木製品と編物」	『人類学雑誌』第42巻第８号	東京人類学会
58	中谷治宇二郎	1927	「注口土器ノ分類ト其ノ地理的分布　日本石器時代遺物の研究1」	『東京帝国大学理学部人類学教室研究報告』第４編	東京帝国大学
59	杉山寿栄男	1928	『日本原始工芸概説』		工芸美術研究会
60	甲野　勇	1929	「茨城県小文間村中妻貝塚調査概報」	『史前学雑誌』第１巻第１号	史前学会
61	山内清男	1930	「所謂亀ヶ岡式土器の分布と縄紋式土器の始末」	『考古学』第１巻第３号	東京考古学会
62	八幡一郎	1930	「奥羽文化南漸資料」	『考古学』第１巻	東京考古学会
63	池上啓介	1933	「広畑貝塚」	『史前学雑誌』第５巻第５号	史前学会
64	大場磐雄	1933	「縄文土器論の過去および現在」	『考古学雑誌』第23巻第１号	考古学会
65	山内清男	1934	「真福寺貝塚の再吟味」	『ドルメン』第３巻第12号	岡書院
66	丸茂武重	1934	「遺跡考古学に関する若干の問題	『考古学』第５巻10号	東京考古学会
67	甲野　勇	1935	「関東地方に於ける縄紋式石器時代の変遷」	『史前学雑誌』第７巻第３号	史前学会
68	甲野　勇	1935	「植物性遺物を出す遺跡」	『ドルメン』第４巻第６号	岡書院
69	後藤守一	1937	「（口絵解説）武蔵真福寺出土の石器時代土偶」	『考古学雑誌』第27巻第６号	考古学会
70	山内清男	1937	「縄紋土器型式の細別と大別」	『先史考古学』第１巻第１号	
71	大山　柏	1938	「史前学会創立十周年を迎ふ」	『史前学雑誌』第10巻第１号	史前学会
72	甲野　勇	1939	「所謂“浮袋の口”に就て」	『人類学雑誌』第54巻第２号	東京人類学会
73	山内清男	1939	『日本遠古之文化　補註付・新版』		先史考古学会
74	直良信夫	1940	「古代日本の植物について」	『人類学雑誌』第55巻第１号	東京人類学会
75	樋口清之	1940	「垂石考」	『考古学雑誌』第30巻第６号	考古学会
76	山内清男	1940	『日本先史土器図譜　Ⅶ集』		先史考古学会
77	山内清男	1941	『日本先史土器図譜　Ⅹ集』		先史考古学会
78	山内清男	1941	『日本先史土器図譜　Ⅺ集』		先史考古学会
79	酒詰仲男	1941	「貝輪」	『人類学雑誌』第56巻第５号	東京人類学会
80	酒詰仲男	1942	「南関東石器時代貝塚の貝類相と土器型式との関係に就いて」	『人類学雑誌』第57巻第８号	東京人類学会
81	杉山寿栄男	1942	『日本原始工芸史土俗編』		工芸美術研究会
82	八幡一郎	1943	「縄紋式文化」	『新修　日本文化史大系　第一巻原始文化』	誠文堂新光社

№.	編著者	刊行年	タイトル	掲載誌・シリーズ等	発行
83	甲野　勇	1947	『図解先史考古学入門』		山岡書店
84	酒詰仲男	1947	「石器時代の寒暖」	『あんとろぽす』第６号	山岡書店
85	長谷部言人	1947	「石器時代の牛」	『あんとろぽす』第６号	山岡書店
86	大山　柏	1948	『史前芸術』	古文化叢刊３	大八州出版
87	酒詰仲男	1948	『貝塚の話　　初めて先史学を学ぶ人々に』		彰考書院
88	長谷部言人	1949	『日本民族の成立』	『新日本史講座』第１（原始時代）	中央公論社
89	酒詰仲男	1950	『縄文文化－特に関東地方を中心として－』	日本史教授用パンフレット第２集	平安文庫
90	小林行雄	1951	『日本考古学概説』		創元社
91	酒詰仲男	1951	『先史発掘入門』		古今書院
92	柴田常恵他	1951	『埼玉県史　第１巻』		埼玉県
93	甲野　勇	1953	『縄文土器のはなし』		世界社
94	酒詰仲男	1956	「日本原始農業試論」	『考古学雑誌』第 42 巻第２号	日本考古学会
95	塚田　光	1959	「真福寺の巨大な住居址の再検討」	『考古学手帖』№.８	
96	江坂輝彌	1959	「縄文文化の時代における植物栽培起源の問題に対する一考察」	『考古学雑誌』第 44 巻第３号	日本考古学会
97	酒詰仲男	1961	『日本縄文石器時代食糧総説』		土曜会
98	鈴木公雄	1962	「姥山Ⅱ式土器に関する二、三の問題」	『史学』第 37 巻第１号	三田史学会
99	甲野　勇（編）	1964	『土偶・装身具』	日本原始美術２	講談社
100	清水潤三・鈴木公雄	1966	「真福寺泥炭層出土の土器に就いて」	『史学』第 39 巻第２号	三田史学会
101	塚田　光	1966	「縄文時代の共同体」	『歴史教育』　第 14 巻第３号	歴史教育研究会
102	渡辺直経	1966	「縄文および弥生時代の C-14 年代」	『第四紀研究』第５巻３～４号	日本第四紀学会
103	酒詰仲男	1967	『貝塚に学ぶ』		学生社
104	池上啓介	1968	「甲野勇先生を偲んで　〝史前学研究所を中心に〟」	『甲野勇先生の歩み』	甲野勇先生の歩み刊行会
105	吉田　格	1968	「甲野先生のおもいで」	『甲野勇先生の歩み』	甲野勇先生の歩み刊行会
106	和島誠一	1968	「甲野さんを懐う」	『甲野勇先生の歩み』	甲野勇先生の歩み刊行会
107	渡辺直経	1968	「甲野先生と黒谷貝塚の思い出」	『甲野勇先生の歩み』	甲野勇先生の歩み刊行会
108	渡辺　誠	1969	「縄文時代の植物質食料採集活動について（予察）」	『古代学』第 15 巻４号	古代学協会
109	金子　拓男	1969	「東日本における縄文晩期の住居址について」	『古代文化』第 21 巻第９・10 号	古代学協会
110	江坂輝彌（編）	1971	『甲野勇集』	日本考古学選集 20	築地書館
111	佐藤達夫（編）	1974	『山内清男集』	日本考古学選集 21	築地書館
112	芹沢長介（編）	1975	『酒詰仲男集』	日本考古学選集 22	築地書館
113	江坂輝彌	1980	「埼玉県下貝塚調査小史」	『新編埼玉県史だより』資料編１原始（第３回）	埼玉県県民部県史編さん室
114	鈴木公雄	1980・81	「再び真福寺泥炭層出土の土器について（上）（下）」	『史学』第 50 巻・第 51 巻１・２号	三田史学会
115	江坂輝彌	1981	「渡来植物からみた縄文時代の地域性」	『地理』Vol.26,No.9	古今書院
116	塚田　光	1982	「縄文時代竪穴住居の研究」	『縄文時代の基礎研究』	『縄文時代の基礎研究』刊行会
117	小林達雄（編）	1989	『縄文土器大観４　後期・晩期・続縄文』		小学館
118	江坂輝彌	1990	『日本の土偶』		六興出版
119	埼玉考古学会	1992	『埼玉考古』別冊４		埼玉考古学会
120	埼玉県	1993	『中川水系　総論・自然』	中川水系調査報告書１	埼玉県
121	埼玉県	1993	『中川水系　人文』	中川水系調査報告書２	埼玉県
122	埼玉考古学会	1993	『埼玉考古』第 30 号		埼玉考古学会
123	鈴木加津子	1993	「真福寺小考―安行式と亀ヶ岡式における編年と分布の推敲―」	『埼玉考古』第 30 号	埼玉考古学会
124	菅谷通保	1995	「竪穴住居から見た縄文時代後・晩期－房総半島北部（北総地域）を中心とした変化について－」	『帝京大学山梨文化財研究所研究報告』６	帝京大学山梨文化財研究所
125	吉田　格	1998	「埼玉県真福寺泥炭層遺跡と山内清男・甲野勇氏の横顔」	『日本考古学』第６号	日本考古学協会
126	阿部　芳郎	2001	「縄文時代後期における大形竪穴建物址の機能と遺跡群」	『貝塚博物館紀要』第 28 号	千葉市立加曽利貝塚博物館
127	山内利秋	2002	「試論　晩期安行式、前葉から中葉への論説史－安行３ｂ・３ｃ式と姥山２式系土器」	『國學院大學考古学資料館紀要』第 18 輯	國學院大學考古学資料館
128	大塚達朗	2003	『縄紋土器研究の新展開』		同成社
129	阿部芳郎	2004	『失われた史前学　侯爵大山柏と日本考古学』		岩波書店
130	相京和茂	2007	「縄文時代におけるコハクの流通」（上）（下）	『考古学雑誌』第 91 巻第２号	日本考古学会

No.	編著者	刊行年	タイトル	掲載誌・シリーズ等	発行
131	鈴木加津子	2007	「真福寺貝塚・泥炭層遺跡―学史的な貝塚と泥炭層遺跡―」	『「環状盛土遺構」研究の現段階―馬場小室山遺跡から展望する縄文時代後晩期の集落と地域―』	馬場小室山遺跡研究会
132	吉野健一	2007	「房総半島における縄文時代後・晩期の大形住居」	『縄紋時代の社会考古学』	同成社
133	阿部芳郎	2014	「大山史前学研究所による真福寺貝塚発掘の意義～埼玉県における黎明期貝塚研究の一断面～」	『第 25 回企画展　さいたまの貝塚』	さいたま市立博物館
134	小林謙一	2014	昭和前半期までの竪穴住居跡覆土の調査方法－「酒詰仲男調査・日録」を読み解く－」	『中央史学』第 37 号	中央史学会
135	松井かおる	2015	「武蔵野郷土館の活動と考古学	『下布田遺跡　武蔵野の歴史と考古学』	公益財団法人東京都歴史文化財団江戸東京たてもの園
136	新屋雅明	2015	『縄文時代後・晩期土器編年の研究 ： 加曽利 B 式～安行式土器群の変遷』		六一書房

【資料目録・展示図録】

No.	編著者	刊行年	タイトル	掲載誌・シリーズ等	発行
137	武蔵野郷土館	1961	『土偶と土版　解説』		武蔵野文化協会
138	大牟田市歴史資料館	1993	『大牟田市歴史資料館企画展　郷土の埋蔵文化財展２　～藤好文男コレクションから～』		大牟田市歴史資料館
139	くにたち郷土文化館	1998	『企画展　甲野勇の軌跡』		くにたち郷土文化館
140	東京国立博物館	1998	『東京国立博物館図版目録　縄文遺物篇（土偶・土製品）』		中央公論美術出版
141	江戸東京たてもの園	1999	『江戸東京たてもの園考古資料一覧―旧武蔵野郷土館収蔵資料―』	江戸東京たてもの園　資料目録 1	公益財団法人東京都歴史文化財団江戸東京たてもの園
142	國學院大學日本文化研究所学術フロンティア推進事業「劣化画像の再生活用と資料化に関する基礎的研究」プロジェクト	2004	『柴田常恵写真資料目録　Ⅰ』	國學院大學学術フロンティア構想	國學院大學日本文化研究所
143	國學院大學日本文化研究所学術フロンティア推進事業「劣化画像の再生活用と資料化に関する基礎的研究」プロジェクト	2004	『大場磐雄博士資料目録　Ⅰ』	國學院大學学術フロンティア構想	國學院大學日本文化研究所
144	さいたま市立博物館	2006	『第 18 回企画展　さいたまの縄文時代～まずは後晩期から～』		さいたま市立博物館
145	The British Museum	2009	『The Power of DOGU』		The British Museum
146	東京国立博物館	2009	『国宝土偶展』		東京国立博物館
147	守屋幸一（編）	2009	『貝塚に学ぶ ― 考古学者・酒詰仲男と地球環境―』	板橋区立郷土資料館秋季特別展図録	板橋区立郷土資料館
148	さいたま市立博物館	2014	『第 25 回企画展　さいたまの貝塚』		さいたま市立博物館

Ⅳ-１　文化財保護法　（抜粋）

（昭和25年5月30日法律第214号）

最終改正：平成26年6月13日法律第69号

第一章　総則

第一条　（この法律の目的）

この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

第二条　（文化財の定義）

この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

（中略）

四　貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

（中略）

３　この法律の規定（第百九条、第百十条、第百十二条、第百二十二条、第百三十一条第一項第四号、第百五十三条第一項第七号及び第八号、第百六十五条並びに第百七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

第三条　（政府及び地方公共団体の任務）

政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

第四条　（国民、所有者等の心構）

一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

２　文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

３　政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

（中略）

第六章　埋蔵文化財

第九十二条　（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

２　埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

第九十三条　（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

２　埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

第九十四条（国の機関等が行う発掘に関する特例）

国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

２　文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

３　前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

４　文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

５　前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

第九十五条　（埋蔵文化財包蔵地の周知）

国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

２　国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

第九十六条　（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

２　文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

３　文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

４　第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。

５　第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

６　第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

７　文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

８　文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

９　第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

１０　前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（中略）

第九十九条　（地方公共団体による発掘の施行）

地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

２　地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

３　文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

４　国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

第七章　史跡名勝天然記念物

第百九条　（指定）

文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

２　文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

３　前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

４　前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市（特別区を含む。以下同じ。）町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

５　第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

６　文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

（中略）

第百十一条　（所有権等の尊重及び他の公益との調整）

文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

２　文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

３　環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めると

きは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

第百十二条　（解除）

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

２　第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

３　第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

４　第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

第百十三条　（管理団体による管理及び復旧）

史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

２　前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

３　第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

４　第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条

前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

２　前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条

第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第十二章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

２　史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

３　管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

４　史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条

管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

２　前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

３　管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条

管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

２　前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

３　前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

４　前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条

管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

第百十九条　（所有者による管理及び復旧）

管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

２　前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条

所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、

第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

第百二十一条　（管理に関する命令又は勧告）

管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

２　前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

第百二十二条　（復旧に関する命令又は勧告）

文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

２　文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

３　前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

第百二十三条　（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一　管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二　特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

２　前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

第百二十四条　（補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金）

国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

第百二十五条　（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

２　前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

３　第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

４　第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

５　第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

６　前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

７　第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

第百二十六条　（関係行政庁による通知）

前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

第百二十七条　（復旧の届出等）

史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

２　史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

第百二十八条　（環境保全）

文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

２　前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

３　第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第百二十九条　（管理団体による買取りの補助）

管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

２　前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

第百三十条　（保存のための調査）

文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十一条

文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一　史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二　史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三　史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四　特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

２　前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

３　第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（中略）

第十一章　文化審議会への諮問

第百五十三条

文部科学大臣は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

（中略）

七　特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除

八　史跡名勝天然記念物の仮指定の解除

（中略）

２　文化庁長官は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

（中略）

十二　史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する命令

十三　文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行

十四　史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可

十五　史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令

十六　史跡名勝天然記念物の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わない場合又は史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止に違反した場合の原状回復の命令

（中略）

第十二章　補則

（中略）

第二節　国に関する特例

第百六十二条　（国に関する特例）

国又は国の機関に対しこの法律の規定を適用する場合において、この節に特別の規定のあるときは、その規定による。

第百六十三条　（重要文化財等についての国に関する特例）

重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観が国有財産法 に規定する国有財産であるときは、そのものは、文部科学大臣が管理する。ただし、そのものが文部科学大臣以外の者が管理している同法第三条第二項 に規定する行政財産であるときその他文部科学大臣以外の者が管理すべき特別の必要のあるものであるときは、そのものを関係各省各庁の長が管理するか、又は文部科学大臣が管理するかは、文部科学大臣、関係各省各庁の長及び財務大臣が協議して定める。

第百六十四条

前条の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を文部科学大臣が管理するため、所属を異にする会計の間において所管換え又は所属替えをするときは、国有財産法第十五条 の規定にかかわらず、無償として整理することができる。

第百六十五条

（中略）

３　国の所有又は占有に属するものを特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは仮指定し、又はその指定若しくは仮指定を解除したときは、第百九条第三項（第百十条第三項及び第百十二条第四項で準用する場合を含む。）の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、その指定若しくは仮指定又は指定若しくは仮指定の解除に係るものを管理する各省各庁の長に対し行うものとする。

（中略）

第百六十六条

重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理する各省各庁の長は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の勧告に従い、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理しなければならない。

第百六十七条

次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない。

一　重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を取得したとき。

二　重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の所管換えを受け、又は所属替えをしたとき。

三　所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

（中略）

五　所管に属する重要文化財又は史跡名勝天然記念物を修理し、又は復旧しようとするとき（次条第一項第一号の規定により文化庁長官の同意を求めなければならない場合その他文部科学省令の定める場合を除く。）。

（中略）

七　所管に属する史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。

２　前項第一号及び第二号の場合に係る通知には、第三十二条第一項（第八十条及び第百二十条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第三号の場合に係る通知には、第三十三条（第八十条及び第百二十条で準用する場合を含む。）及び第百三十六条の規定を、前項第四号の場合に係る通知には、第三十四条（第八十条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第五号の場合に係る通知には、第四十三条の二第一項及び第百二十七条第一項の規定を、前項第六号の場合に係る通知には、第八十一条第一項及び第百三十九条第一項の規定を、前項第七号の場合に係る通知には、第百十五条第二項の規定を準用する。

３　文化庁長官は、第一項第五号又は第六号の通知に係る事項に関し必要な勧告をすることができる。

第百六十八条

次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

一　重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

（中略）

三　所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売払、譲与その他の処分をしようとするとき。

２　各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

３　第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第百二十五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

４　文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

５　関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

第百六十九条

文化庁長官は、必要があると認めるときは、文部科学大臣を通じ各省各庁の長に対し、次に掲げる事項につき必要な勧告をすることができる。

一　所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理方法

二　所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の修理若しくは復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置

三　重要文化財又は史跡名勝天然記念物の環境保全のため必要な施設

（中略）

２　前項の勧告については、前条第五項の規定を準用する。

３　第一項の規定による文化庁長官の勧告に基づいて施行する同項第二号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第三号に規定する施設に要する経費の分担については、文部科学大臣と各省各庁の長が協議して定める。

（中略）

第三節　地方公共団体及び教育委員会

第百八十二条　（地方公共団体の事務）

地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

２　地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

３　前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

第百八十三条　（地方債についての配慮）

地方公共団体が文化財の保存及び活用を図るために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

第百八十四条　（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

一　第三十五条第三項（第三十六条第三項（第八十三条、第百二十一条第二項（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十七条第四項（第八十三条及び第百二十二条第三項で準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十七条第二項（第九十一条で準用する場合を含む。）、第八十三条、第八十七条第二項、第百十

八条、第百二十条、第百二十九条第二項、第百七十二条第五項及び第百七十四条第三項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督

二　第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）

（中略）

五　第五十四条（第八十六条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第百三十条（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

（中略）

２　都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、行政不服審査法 による不服申立てをすることができない。

（中略）

４　都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務（当該事務が地方自治法第二条第八項 に規定する自治事務である場合に限る。）により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。

一　第一項第二号に掲げる第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可　第四十三条第五項又は第百二十五条第五項

二　第一項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行　第五十五条第三項又は第百三十一条第二項

（中略）

５　前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。

６　前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

７　前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。

８　都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号 に規定する第一号 法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

（中略）

第百八十六条　（修理等の施行の委託）

文化庁長官は、必要があると認めるときは、第三十八条第一項又は第百七十条の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第九十八条第一項の規定による発掘の施行及び第百二十三条第一項又は第百七十条の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。

２　都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第三十八条第一項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第三十九条の規定を、第九十八条第一項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第三項で準用する第三十九条の規定を、第百二十三条第一項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第二項で準用する第三十九条の規定を準用する。

第百八十七条　（重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導）

都道府県又は指定都市の教育委員会は、所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者の求めに応じ、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理（管理団体がある場合を除く。）、修理若しくは復旧につき委託を受け、又は技術的指導をすることができる。

２　都道府県又は指定都市の教育委員会が前項の規定により管理、修理又は復旧の委託を受ける場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

第百八十八条（書類等の経由）

この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会（当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。）を経由すべきものとする。

２　都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

３　この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

第百八十九条（文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申）

都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

第百九十条　（地方文化財保護審議会）

都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができる。

２　地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

３　地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

（中略）

第百九十二条　（事務の区分）

第百十条第一項及び第二項、第百十二条第一項並びに第百十条第三項及び第百十二条第四項において準用する第百九条第三項及び第四項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号 に規定する第一号 法定受託事務とする。

第十三章　罰則

（中略）
第百九十六条
史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。
２　前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金若しくは科料に処する。
第百九十七条
次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
一　第四十三条又は第百二十五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者
（中略）
第百九十八条
次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
一　第三十九条第三項（第百八十六条第二項で準用する場合を含む。）で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者
二　第九十八条第三項（第百八十六条第二項で準用する場合を含む。）で準用する第三十九条第三項で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者
三　第百二十三条第二項（第百八十六条第二項で準用する場合を含む。）で準用する第三十九条第三項で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者
第百九十九条
法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第百九十三条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。
第二百条
第三十九条第一項（第四十七条第三項（第八十三条で準用する場合を含む。）、第百二十三条第二項、第百八十六条第二項又は第百八十七条第二項で準用する場合を含む。）、第四十九条（第八十五条で準用する場合を含む。）又は第百八十五条第二項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。
第二百一条
次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。
一　正当な理由がなくて、第三十六条第一項（第八十三条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第三十七条第一項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者
二　正当な理由がなくて、第百二十一条第一項（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第百二十二条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者
三　正当な理由がなくて、第百三十七条第二項の規定による重要文化的景観の管理に関する勧告に係る措置を執るべき旨の文化庁長官の命令に従わなかつた者
第二百二条
次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。
（中略）
五　第五十四条（第八十六条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第六十八条（第九十条第三項及び第百三十三条で準用する場合を含む。）、第百三十条（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第百三十一条又は第百四十条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
（中略）
七　正当な理由がなくて、第百二十八条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者
第二百三条
次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。
（中略）
二　第三十一条第三項（第六十条第四項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第八十条及び第百十九条第二項（第百三十三条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第三十二条（第六十条第四項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第八十条及び第百二十条（第百三十三条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第三十三条（第八十条、第百十八条及び第百二十条（これらの規定を第百三十三条で準用する場合を含む。）並びに第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十四条（第八十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第四十三条の二第一項、第六十一条若しくは第六十二条（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第六十四条第一項（第九十条第三項及び第百三十三条で準用する場合を含む。）、第六十五条第一項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第七十三条、第八十

一条第一項、第八十四条第一項本文、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第百十五条第二項（第百二十条、第百三十三条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第百二十七条第一項、第百三十六条又は第百三十九条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三　第三十二条の二第五項（第三十四条の三第二項（第八十三条で準用する場合を含む。）、第六十条第四項及び第六十三条第二項（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）並びに第八十条で準用する場合を含む。）又は第百十五条第四項（第百三十三条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

（中略）

附　則（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（以下略）

Ⅳ-2　文化財保護法施行令　（抜粋）

（昭和50年9月9日政令第267号）

最終改正：平成27年12月16日政令第418号

内閣は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十七条の三第一項、第八十条の二及び第八十三条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）並びに文化財保護法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第四十九号）附則第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

（中略）

第五条　（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一　法第三十五条第三項（法第八十三条、第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第百二十一条第二項（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二　法第四十三条第四項（法第百二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

（中略）

４　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第百五十条第一項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一　次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第百二十五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ　小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ　小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ　工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ　法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、は改修

ホ　電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ　建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト　木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ　史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

（中略）

ヲ　イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二　法第百三十条（法第百七十二条第五項 において準用する場合を含む。）及び第百三十一条 の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項 の規定による許可の申請に係るものに限る。）

５　前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

６　都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

（中略）

８　文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

９　第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

（中略）

第七条　（事務の区分）

第五条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第三項（第二号に係る部分を除く。）及び第四項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号 に規定する第一号 法定受託事務とする。

（中略）

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

Ⅳ-3　特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準　（抜粋）

（昭和 26 年５月 10 日　文化財保護委員会告示第２号）
最終改正：平成８年 10 月 28 日文部省告示第 185 号

史跡

次に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、且つ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術的価値のあるもの

一　貝塚、集落跡、古墳、その他この類の遺跡

二　都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

三　社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡

四　学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡

五　医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡

六　交通・通信施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡

七　墳墓及び碑

八　旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類

九　外国及び外国人に関する遺跡

特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、我が国文化の象徴たるもの

（下略）

Ⅳ-4　特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則　（抜粋）

（昭和 26 年３月８日文化財保護委員会規則第８号）
最終改正：平成 17 年３月 28 日文部科学省令第 11 号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十四条第三項 で準用する同法第三十一条第三項 の規定並びに同法第七十五条 で準用する同法第三十二条 及び第三十三条 の規定に基き、並びに同法第七十五条 で準用する同法第三十二条第一項 及び第三十三条 並びに同法第八十二条 の規定を実施するため、同法第十五条第一項 の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則を次のように定める。

第一条　（管理責任者選任の届出書の記載事項）

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」

という。）第百十九条第二項 で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二　指定年月日

三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四　所有者の氏名又は名称及び住所

五　管理責任者の氏名及び住所

六　管理責任者の職業及び年令

七　選任の年月日

八　選任の事由

九　その他参考となるべき事項

第二条　（管理責任者解任の届出書の記載事項）

法第百十九条第二項 で準用する法第三十一条第三項 の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二　指定年月日

三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四　所有者の氏名又は名称及び住所

五　管理責任者の氏名及び住所

六　解任の年月日

七　解任の事由

八　新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

第三条　（所有者変更の届出書の記載事項等）

法第百二十条 で準用する法第三十二条第一項 の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二　指定年月日

三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四　旧所有者の氏名又は名称及び住所

五　新所有者の氏名又は名称及び住所

六　所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積

七　変更の年月日

八　変更の事由

九　その他参考となるべき事項

２　前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

第四条　（管理責任者変更の届出書の記載事項）

法第百二十条 で準用する法第三十二条第二項 の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二　指定年月日

三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四　所有者の氏名又は名称及び住所

五　旧管理責任者の氏名及び住所

六　新管理責任者の氏名及び住所

七　新管理責任者の職業及び年令

八　変更の年月日

九　変更の事由

十　その他参考となるべき事項

第五条　（所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項）

法第百二十条 で準用する法第三十二条第三項 の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二　指定年月日

三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四　管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

五　変更前の氏名若しくは名称又は住所

六　変更後の氏名若しくは名称又は住所

七　変更の年月日

八　その他参考となるべき事項

第六条　（史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等）

法第百十八条 、第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する法第三十三条 の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二　指定年月日

三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四　所有者の氏名又は名称及び住所

五　管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

六　管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七　滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時

八　滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況

九　滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度

十　き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保存上受ける影響

十一　滅失、き損等の事実を知つた日

十二　滅失、き損等の事実を知つた後に執られた措置その他参考となるべき事項

２　前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキヤビネ型写真及び図面を添えるものとする。

第七条　（土地の所在等の異動の届出）

法第百十五条第二項 （法第百二十条 及び第百七十二条第五項 で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき

事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。
２　地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。
第八条　（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等）
国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第百六十七条第一項第一号 及び第二号 の場合に係るときは第三条 の規定を、法第百六十七条第一項第三号 の場合に係るときは第六条 の規定を、法第百六十七条第一項第七号 の場合に係るときは前条の規定を準用する。

（中略）
附　則
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

Ⅳ-5　特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則　（抜粋）

（昭和 29 年６月 29 日文化財保護委員会規則第９号）
最終改正：平成 17 年３月 28 日文部科学省令第 11 号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の二第一項（同法第九十条第二項 で準用する場合を含む。）の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。
第一条　（復旧の届出）
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百二十七条第一項 の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。
一　史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
二　指定年月日
三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四　所有者の氏名又は名称及び住所
五　権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
六　管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
七　管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
八　復旧を必要とする理由
九　復旧の内容及び方法
十　復旧の着手及び終了の予定時期
十一　復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
十二　その他参考となるべき事項
２　前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。
一　設計仕様書
二　復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
三　復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基く占有者の意見書
（届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更）
第二条
前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
第三条　（終了の報告）
法第百二十七条第一項 の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。
第四条　（復旧の届出を要しない場合）
法第百二十七条第一項 ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一　法第百十八条 又は第百二十条 で準用する法第三十五条第一項 の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
二　法第百二十二条第一項 又は第二項 の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
三　法第百二十五条第一項 の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。
第五条　（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知）
法第百六十七条第一項第五号 の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。
２　法第百六十七条第一項第五号 括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一　法第百六十八条第一項第一号 又は第二項 の規定による同意を得て復旧を行うとき。
二　法第百六十九条第一項第二号 の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

（中略）
附　則
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

Ⅳ-6　特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則　（抜粋）

（昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号）

最終改正：平成27年12月21日文部科学省令第36号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項 の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

第一条　（許可の申請）

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百二十五条第一項 の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号 及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号 の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

一　史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二　指定年月日

三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四　所有者の氏名又は名称及び住所

五　権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六　管理団体がある場合は、その名称及び事務所所在地

七　管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八　許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九　史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由

十　現状変更等の内容及び実施の方法

十一　現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二　現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三　現状変更等に係る地域の地番

十四　現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五　その他参考となるべき事項

（中略）

第二条　（許可申請書の添附書類等）

前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一　現状変更等の設計仕様書及び設計図

二　現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図

三　現状変更等に係る地域のキヤビネ型写真

四　現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五　許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六　許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七　管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八　管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

（中略）

２　前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

第三条　（終了の報告）

法第百二十五条第一項 の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号 及び令第五条第四項第一号 の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

２　前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

第四条　（維持の措置の範囲）

法第百二十五条第一項 ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二　史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三　史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

第五条　（国の機関による現状変更等）

各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号 又

は第二項 の規定による同意を求めようとする場合には第一条 及び第二条 の規定を、法第百六十八条第一項第一号 又は第二項 の規定による同意を受けた場合には第三条 の規定を準用する。

２　法第百六十八条第三項 で準用する法第百二十五条第一項 ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

第六条　（管理計画）

令第五条第四項の管理のための計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二　指定年月日

三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四　管理計画を定めた教育委員会

五　史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況

六　史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針

七　史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域

八　その他参考となるべき事項

２　管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

第七条　（市の区域に係る事務の処理の開始の公示）

令第五条第七項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する旨

二　令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する日

（中略）

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

Ⅳ-7　文化財保護法施行令第５条第４項第１号イからルまでに掲げる

史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準　（抜粋）

（平成 12 年４月 28 日文部大臣裁定）
最終改正：平成 27 年 12 月 21 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条 の９第１項及び第３項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号。以下「令」という。）第５条第４項第１号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

Ⅰ　共通事項

(1) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。（中略）

(2) 次の場合には、当該現状変更等を許可することができない。

① 史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画（保存管理計画）」に定められた保存（保存管理）の基準に反する場合

② 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡のおそれがある場合

③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(3) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 125 条第１項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(4) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第 125 条第３項において準用する法第 43 条第３項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。

② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会を求めること。

③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。

④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の職員の指示を受けること。

⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更でないものについては、その旨を報告すること。

⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨

を報告すること。

Ⅱ　個別事項

1　令第５条第４項第１号イ関係

(1)「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第２条第１項第２号に定める建築面積をいう。

(2) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲には含まれない。

①　新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合

②　増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から２年を超える場合

③　新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(3) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を行う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第１項の規定による文化庁長官の許可又は令第５条第４項第１号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第１項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

(4) 新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

2　令第５条第４項第１号ロ関係

(1) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(2) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第１項の規定による文化庁長官の許可又は令第５条第４項第１号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第１項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

3　令第５条第４項第１号ハ関係

(1)「工作物」には、次のものを含む。

①　小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀

②　既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール

③　小規模な観測・測定機器

④　木道

(2)「道路」には、道路法（昭和27年法律第180号）第３条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の付属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(3)〔道路の舗装〕とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(4)「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(5) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(6) 工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第１項の規定による文化庁長官の許可又は令第５条第４項第１号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第１項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

4　令第５条第４項第１号ニ関係

(1)「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第115条第１項の標識、説明版、境界標、囲さくその他の施設をいう。

(2) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(3) 標識、説明版、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和29年文化財保護委員会規則第７号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

5　令第５条第４項第１号ホ関係

(1)「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(2)「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。

(3) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

6　令第５条第４項第１号ヘ関係

(1) 除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(1) 除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(2) 除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第１項の規定による文化庁長官の許可又は令第５条第４項第１号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第１項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

7　令第５条第４項第１号ト関係

(1)「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(2) 「危険防止のため必要な伐採」とは、設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(3) 木竹の伐採が、法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

8　令第5条第4項第1号チ関係

(1) 「保存のために必要な試験材料の採取」とは、その保存を目的として史跡名勝天然記念物の現状を適切に把握するために行われる土壌、植物、鉱物等のサンプル採取をいう。

(2) 学術研究のために行われるものなど、史跡名勝天然記念物の保存を目的としない試験材料の採取については、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(中略)

Ⅲ　その他

この裁定は、平成28年4月1日から適用する。

Ⅴ　現況写真

①遺跡西端

②遺跡西側　低湿地

③遺跡西側　低湿地

④低湿地　雨水排水路

⑤遺跡北側から環状の高まり周辺

⑥遺跡中心周辺

⑦遺跡中心周辺

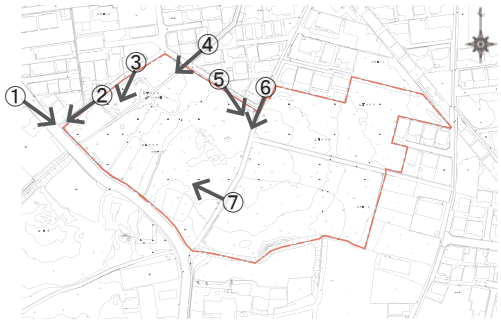

⑧遺跡南側　環状の高まり周辺

⑨遺跡南側　環状の高まり周辺

⑩遺跡南東側　環状の高まり周辺

⑪遺跡東側　環状の高まり周辺

⑫遺跡東側　環状の高まり周辺

⑬名称標柱

⑭解説板

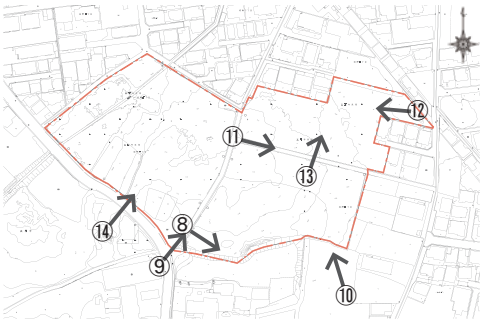

Ⅵ　遺構・遺物写真

重複する住居跡（Ｊ地点）

住居跡柱穴内の貝層出土状態（Ｉ地点）

泥炭層際の住居跡晩期遺物出土状態（Ｈ地点）

昭和 15 年発掘調査の大形住居跡（同志社大学歴史資料館所蔵）

出土土器（Ｃ・Ｆ・Ｈ・Ｉ・Ｊ地点）

鹿角の出土状態（Ｊ地点）

装身具（Ｈ・Ｉ・Ｊ地点）

漆塗櫛（Ｈ地点）

史跡 真福寺貝塚保存活用計画

印刷　平成 28 年３月 18 日
発行　平成 28 年３月 28 日

発　　行　さいたま市教育委員会
埼玉県さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号

作業機関　有限会社ウッドサークル
東京都中央区日本橋人形町２丁目 16 番２号４階

この冊子は 300 部作成し、１部当たりの印刷経費は、630 円です。
（真福寺貝塚保存管理計画書作成業務のうち、印刷に要した費用です。）